平成23年12月5日 佐伯河川国道事務所

【記者発表資料】

道路管理者・運輸支局・警察が合同で過積載車両等の指導取締りを実施しました!

11月の過積載絶滅運動月間に合わせて、佐伯河川国道事務所、大分運輸支局及び大分県警察が連携して特殊車両等の合同指導取締りを国道10号弥生計量所と国道57号戸上において実施しました。引き込み車両26台を点検し、違反のあった特殊車両4台に対して指導警告を実施、また重量超過のダンプトラックや木材を積載した特殊車両などに対しては警察による検挙も行われました。佐伯河川国道事務所では、特殊車両通行許可制度の普及啓発、違反車両に対する是正指導を行うため、関係機関と連携し定期的に指導取締りを実施し特殊車両による事故防止に努めます。





特殊車両通行許可制度とは

道路は一定の構造基準で造られています。 道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する<u>車両の大きさや重さの最高限度を『車両制限令』</u>(下表のとおり)により定め、これを超える車両 (特殊車両)の通行を原則禁止しています。これらの車両が道路を通行することで、道路に大きなダメージを 与え、舗装のひびわれなどの原因となり、道路の劣化を早めるおそれがあるためです。

『特殊車両通行許可制度』は、この最高限度を超える車両の通行を、<u>車両もしくは荷物の形状や寸法が特殊ということでやむを得ない場合のみ</u>、道路の構造を保全し、または交通の危険を防止するために<u>必要な条件を付けて許可</u>するものです。車両制限令の最高限度を超える車両は、この許可を受けなければ道路を通行することができません。道路と道路利用者の安全を守るため必要な制度です。ぜひ、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

『車両制限令』車両諸元の最高限度 ※一般的制限値

幅 2.5m

高さ 3.8m (高さ指定道路4.1m)

長さ 12m

重量 20 t (重さ指定道路25 t)√

軸重 10 t 最小回転半径 12m この制限を一つで も超える車両を 「特殊車両」といい 道路管理者の『通 行許可』が必要で す。



※特殊車両通行ハンドブックより

【お問い合わせ先】国土交通省 佐伯河川国道事務所 道路副所長 西 豊和(にし とよかず)

国土交通省 佐伯河川国道事務所 道路管理課長 南部 祥隆(なんぶ よしたか)

TEL: 0972-22-1880 FAX: 0972-23-2747